

農 第 2 8 0 号
令 和 7 年 1 月 22 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

総社市長 片岡聰一

市町村名 (市町村コード)	総社市 (332089)
地域名 (地域内農業集落名)	新本地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日、令和6年12月13日 (第1回、第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業用水がため池のため、天候によっては水不足となる場合もある。
- ・獣害対策が必要で、メッシュ柵を設置しており維持管理に苦慮している。
- ・中山間地で高低差があるため、畦畔面積が大きく、草刈り作業が重労働となっている。
- ・猪などの獣害被害。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・圃場の集約と区画の拡大による農作業の効率化。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	210 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

新本地区を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農振農用地区域内の農地(及びその周辺の農地)を農業上の利用が行われる区域とする。

現在の耕作者が耕作をやめた場合は、農地流動化推進員や周りの中心的担い手に相談して耕作者を探す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地中間管理機構の活用を進め、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

効率的な地域営農の持続を図るため、水路、農道、ほ場等の管理・更新を適切に実施し、必要に応じ基盤整備事業の検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

多様な経営体が営農できるよう地域で取組を進めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

法面の草刈りや水路掃除などの地域の農地維持のため、必要な場合は、農作業受託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置など)に取り組む。

②有機農業の栽培に取り組む。

③スマート農業技術の導入により、農作業の効率化、農作業による身体の負担の軽減を図る。

⑤果樹栽培の取組面積の拡大に取り組んでいく。

⑦ため池の管理について、必要に応じて市と協議しながら適正に行っていく。

⑧ハウス栽培の取組面積の拡大に取り組んでいく。